

整理番号	41
契約番号	29農振財契第1250号
件名	PCR検査(PED)業務委託(単価契約)
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団青梅庁舎(東京都青梅市新町6-7-1)
概要	PCR検査(PED)委託 豚体及び環境中におけるPEDウイルス遺伝子の浸潤状況を確認するための検査を行う。 検査項目:PCR検査(PED) 予定件数:2400検体 (詳細は、別紙仕様書のとおり)
履行期間	平成30年4月2日から平成31年3月29日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①及び②の要件をすべて満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①PED-PCR検査の受託実績があること。 ②新鮮検体が輸送できる範囲(首都圏内)に所在していること。
現場説明会	なし
入札予定日時	平成30年2月27日(火) 午前11時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	平成30年2月5日(月)から同月9日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までは除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
	(1)から(3)までを提出してください。
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 星野 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505 FAX 042-522-5397 HPアドレス: <a href="http://www.tokyo-aff.or.jp/">http://www.tokyo-aff.or.jp/</a>
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター 【担当】 宇杉 住所 東京都青梅市新町6-7-1 電話 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474 HPアドレス: <a href="http://www.tokyo-aff.or.jp/">http://www.tokyo-aff.or.jp/</a>

# 仕 様 書

## 1 件 名

PCR 検査(PED)業務委託 (単価契約)

## 2 目 的

豚体及び環境における PED ウイルス遺伝子の浸潤状況を確認するため、PCR 検査(PED)を行う。

## 3 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団 青梅庁舎  
(東京都青梅市新町六丁目 7 番 1 号)

## 4 履行期間

平成 30 年 4 月 2 日 (月曜日) から平成 31 年 3 月 29 日 (金曜日) まで

## 5 検査項目及び予定件数

PCR 検査(PED) 2,400 件 (600 検体×4回=2,400 検体)

※四半期に 1 度、豚体及び環境における PCR 検査(PED)を行う。四半期 1 回の予定件数は 600 検体とする。

## 6 依頼方法

検査依頼書に検査用試料を添えて依頼をする。

## 7 委託内容

- (1) 検査依頼に応じて、豚の PCR 検査(PED)の検査を行い、検査結果報告書を発行すること。
- (2) 検査結果については、検査結果判明後速やかに FAX 又は電子メールにより報告すること。また、依頼毎に、委託完了届及び検査結果報告書を提出すること。
- (3) 含まれる経費は、PCR 検査(PED)経費、報告書の送料とする。

## 8 支払方法

業務完了後に提出される完了届に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、適法な支払請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

## 9 その他

- (1) 事業に関して知り得たこと及び個人情報等は外部に遺漏のないよう機密保持に留意すること。
- (2) 環境により良い自動車の利用  
本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (3) 本仕様に定めない事項については、財団担当職員と協議の上実施するものとする。

## 10 連絡先

〒198-0024 東京都青梅市新町6丁目7番1号

公益財団法人東京都農林水産振興財団 事業課 青梅畜産センター 宇杉

TEL 0428-31-2171 FAX 0428-31-8474